

労働研究所

会報

静岡県労働研究所

〒422-8062
静岡市駿河区稲川2-2-1コハラサウスサイドビル7F
TEL:054-287-1293 FAX:054-286-7973
E-mail:kenpyo@mail.wbs.ne.jp
http://shizuokaroken.cool.ne.jp/

労働団体の社会保障プラン

報告者：中澤秀一 主任研究員

あけまして

おめでとございませう！

昨年の参議院選挙は、自公の惨敗となり、今年は衆議院解散含みの総選挙の年といわれ、激動の夜明けとなりそうです。大企業の莫大な利益を上げる一方、労働者の賃金は3年も下がり続け、とりわけ非正規労働者は、1023万人が年収200万円以下のワーキング・プアとなり、「ネットカフェ難民」等といわれ、「貧困」問題は社会的な問題として大きな波となってきました。

憲法25条を輝くものとするために広汎な運動こそ求められる年であるように頑張りたいと願っています。

さて、今回は日本経団連と経済同友会の社会保障プランを発表し、経済団体の社会保障制度に対する政策や方向性を追究しました。今回は、これを受けて労働団体の社会保障プランを研究課題として取り上げました。これらを比較研究することは、これからの労働運動の資料に役立つものと考えています。労働運動における社会保障については、あまり重要視されていない点もありこれを契機に労働者、労働組合の皆さんが関心を寄せて、これからの社会保障のたかひに資することができればと思っております。今回は、労働団体の社会保障プランについて、日本労働組合総連合(連合)を取上げ発表させていただきます。

1. 連合「21世紀社会保障ビジョン」
中澤主任研究員は、02年に発表された「21世紀社会保障ビジョン」の基本的考え方について次のように報告しています。

基本的な考え方として、3つの基軸があり、第1の基軸は、社会経済シ

06年10月27日 (金)

システムと行動様式を産業優先から福祉・社会保障重視へ転換すること

ある。第2の基軸は、システムを「弱者」救済から、すべての人を対象とした安心を保障する普遍的なものの転換する。第3の基軸は、社会保障の能動的な役割をふまえて、将来を展望すること、であると述べています。そして、社会保障の果たすべき役割として、第1の柱は、あらゆる人にくらしの「安心」を保障する。第2の柱は、働くことの意義と価値を尊重しあう社会づくり。第3の柱は、子供を安心して生み育てられ、子どもが健やかにのびやかに育つ社会、を旨とすることを掲げています。

その具体的な方向として、めざす社会への戦略を次の5つを上げています。第1の戦略は、生活時間を変える。第2の戦略は、生活空間を変える(自己決定のために)。第3の戦略は、土地を公共的な財産とし利権から解放する。第4の戦略は、「競争至上主義」から決別する(ゆとり)、(均衡社会)。第5の戦略は、「男中心」のシステムから脱却する。としています。

再構築のための基本理念は、普遍主義「特定の「弱者」に対する選別的給付システムから、すべての住民を対象とするシステムへ移行すること。措置制度から脱却し受給者本人の「必要」と「選択」の権利を基礎とした給付のあり方へ移行すること。参加と責任「受給者と負担者が制度の運営主体として参加し、合意を形成し、責任を分かち合うこと」です。この中での社会保障の運営主体について説明しますと、運営を政府から分離し、社会保障関係諸制度の統合を視野に入れつつ、独立した第三者機関(仮称「社会保障基金」)に移すこと。さらに、管理運営には

労使をはじめ関係者代表が民主的に参加し協力すること。社会連帯「受給者と負担者はその時々で入れ替わる。その関係を社会全体で認め合い支えあうことです。これを人口変動と社会保障の関連でみますと、社会保障の負担だけを切り離して世代間の負担を比較することは出来ない。後継世代は、先行世代より軽くなる負担もあるし、先行世代が受け取れなかつた給付を受ける面もある。現役の相対人数が減少しても生産性の上昇が伴えば制度は持続可能である。また、女性や高齢者の就業機会を拡大することは、社会保障の基盤安定に寄与することにもなる。

2. 個別制度
それではこの制度について述べていきます。

年金制度：基礎年金は、税方式とし、財源は2分の1を一般財源で、3分の1は目的間接税(税率3%)、6分の1は事業主負担とし、支給額は月額7万円とする。2階部分は報酬比例とする。

医療保険：被用者保険と地域保険の2本建てを前提とし、窓口負担は本人、家族ともに2割負担。高齢者医療は「突き抜け方式」注、70歳以上の本人負担は1割とし、公費負担は5割とする。

注「突き抜け方式」：大企業のサラリーマンなどが加入する健康保険組合(健保組合)は、このままだと赤字組合や解散せざるを得ない組合が増えるとして、サラリーマンOBは現役サラリーマンで面倒を見る「突き抜け方式」という改革案を示した。



医療費の無駄や非効率性を排除し、若い人に対する高齢者1人当たりの医療費を欧米並みの3倍程度まで改善することを前提として制度改革を行う(ちなみに、03年度の1人当たりの医療費は、65歳未満は157,500円であるのに対して、65歳以上は653,000円)。高齢者医療制度については、対象は被保険者期間が通算で25年以上の本人及び扶養家族とし、給付は家族を含め8割、70歳以上は9割にする。保険料は、全体の保険料率を適用し、本人が2分の1、残りは健保全体で負担する。70歳以上の医療給付費の5割は公費負担とし、国保と被用者保険集団の高齢者比率で按分とし、運営は保険者と労使で構成する第三者機関を中央と各都道府県に設置する。

介護保険：現行の社会保険方式を維持し、被保険者を20歳以上に拡大する。給付対象は全年齢、全事由とする。保険料は、高齢者も含め所得比例の定率とする。その際、国保加入者や年金受給者は半額公費負担とする。障害者福祉は介護保険制度に統合する。

雇用保険：一定以上の長期失業者に対して社会保険料を免除し、国で負担する。再就職に向けた多様な教育訓練の機会を整備する。パート・派遣労働者の雇用保険加入は、本人の意思により適用可能とする。

生活保護制度：ステイグマ感(肩身の狭い)をなくし、国民が安心して利用できる制度に改善する。不服申し立ての出来る第三者機関の設置。「医療券」制度の廃止。

児童手当：1人当たり月額1万円に引き上げる。

このように「連合」の6つの個別制度の概略を報告され、具体化に向け改革の方向性について次のように提起しています。

改革の方向性は、5つの視点で捉

えることです。まず第1点は、全ての働く人に社会保険が適用されるようにすること。これは社会保険負担を回避する一部使用者の動きもあり、制度自体が多様な働き方に対応していないことである。第2点は、必要な人に必要な給付を確保する観点から具体的な制度設計を考えること。「世帯単位」から「個人単位」への再構築が必要になってくる。第3点は、高齢者負担については、所得・資産格差の実態を考慮しながら検討すべきである。第4点は、サービスの量の拡大とともに質の向上が必要である。第5点は、全ての人々に就業機会を保障する社会であってこそ、社会保障も持続可能なものとなる。

3. 社会保障と労働運動

「社会保障は「助け合い」のシステムであり、その基本は「社会連帯」である。まさに「助け合い」こそ労働組合の原点であり、「連帯」こそ労働組合の力である。この「社会保障ビジョン」を実現する上でも、労働組合は中心的な役割を担うことを求められる」と「連合」はこのように述べています。このことから労働組合の果たすべき課題を3点に絞って次のように提起しています。

「労働組合の果たすべき課題」

社会保障費の使途をチェックすること、非典型労働者に対する社会保障完全適用を進めること、「公助」と「自助」の間にある「共助」の領域を拡大していく、市民やNPO組織と連携した地域コミュニケーションづくりを推進する。

以上、中澤主任研究員は「連合」の社会保障プランについての発表を終えました。討論は、「連合」のみでは、経済団体との比較はできても全労連との比較検討もできないため、次回において全労連の社会保障プランの発表で検討することになりました。

労働団体の社会保障プラン

報告者：中澤秀一主任研究員

昨年の10月の研究会以降、11月は秋の労働問題セミナーの開催、12月には、県評、安健センターとの共催で「労働契約法、労働時間法制に関わる論点」平井哲史氏（東京法律事務所）所報NO15掲載）の講演を開催し、07年春闘への取組みに弾みをつけた。

研究会は、この間2ヶ月延期され前回までに発表された経済団体と「連合」の社会保障プランの方向を再認識し、全労連の社会保障プランを中澤主任研究員に引き続き発表していただきまし

全労連の社会保障プラン

1. 小泉「社会保障構造改革」

に対する全労連の見解

中澤主任研究員は、初めに小泉「社会保障構造改革」に対する日本経団連を中心とする財界の主張・要求をベースにした提案がなされ、ほぼその提案通りに「見直し」が決定されていると述べ、労働者・国民の代表が一人もいない場で社会保障のあり方や方向性が議論され、決定されていることに問題を投げかけています。

日本経団連の「社会保障の一体的改革に向けて」（04年）では、社会保障制度とは、「自助努力では賄いきれない生活上のリスクを互いに分担する仕組み」であると明言し、つまり、「自立・自助」を基本としています。「経済財政諮問会議」のメンバーは、小泉首相と財界（奥田日本経団連会長は交代し、現在は御手洗日本経団連会長や丹羽伊藤忠商事会長など）、御用学者などで構成されています。ここでは、社会保障の「見直し」自体には重要な意義があるとしているものの、問題は民主的に労働者や国民の願いと要求を反映しているか否かであると述べています。

そこで、全労連では、「競争が奨励さ

07年1月19日 (金)

れ、社会的格差・不平等が拡大し、平然と『勝ち組・負け組』が言われるような社会は異常であり、だれもが人間らしく生き働ける「安心・平等・平和な社会」こそがめざされるべき」と述べています。

2. 全労連の考える「社会保障とは」
社会保障の定義として、まず「国が国民に対してその生活を保障する。所得の保障、現物給付やサービスなどの諸制度であり、憲法25条の生存権をはじめ社会権として確立している労働者、国民の基本的権利である」としています。

続いて、「資本主義社会は、自立・自助を基本的な生活原理（資本主義社会の必然的に生じる失業や貧困などにより自立・自助では対応できないことから社会保障はなくてはならない生活基盤として整備されてきている。財界などが主張する『自立・自助』論、『自己責任』論は時代に逆行している。社会保障に対する責任は国であり、自治体、企業の責任も大きい」と位置づけています。

そこで国家責任と企業の社会的責任について報告をしていきます。まず、(1) 国家責任で実施すべきことは、所得税の累進課税強化、法人税等の企業課税強化、大企業優遇税制の是正等、消費税は逆進性が強く、社会保障の財源を求めるときでなく、逆進性が強く大衆課税である消費税を財源にすることは、所得再分配によって平等化を進める社会保障と矛盾・対立する、非正規労働者への社会保険適用の拡大（パートなどへの拡大）、利用料や応益負担の原則廃止（財源は、被保険者の保険料、企業負担、国庫による者から）、公共事業費、防衛費、政党助成金等の歳出の見直し、などが国家責任として掲げられています。



社会的存在であり、事業活動と利益から税負担を通じて社会保障を支える社会的責任がある」とし、さらに、「日本の事業主負担は国際的にみて異常に低い。少なくとも先進諸国並みの負担をすべきである」と述べています。このように全労連では、国家責任と企業の社会的責任で社会保障制度の充実を求めています。

3. 全労連の「年金制度」に関する見解
年金制度へは、「年金空洞化、増大する無年金者や低年金者の問題、女性の年金問題などを解決する『みんなが安心』の公的年金制度を実現することが求められている。そのためには、全額国庫負担（税方式）による最低保障年金制度の創設こそが喫急に必要である」とこのよう

な見解を示しています。
いま、政府、財界などで言われている厚生年金と共済年金（さらに国民年金と）の一元化よりも最低保障年金と所得比例方式の年金の二階建ての年金制度の構築が優先課題であるとして、「みんなが安心」の公的年金制度「最低保障年金制度の実現をめざした運動を展開しています。具体的に提起されていますのは、【一階部分（最低保障年金）】について、次の4点に集約されています。1点は、全額国庫負担により、日本に在住するすべての人に支給する。2点は、月額7万円を原則として65歳から支給する。3点は、最低保障年金への事業主負担については、現行の事業主負担の一定部分を「保険料」から「拠出金」に改め、事業規模に応じた算定した額を国に納める（小規模事業所では免除・軽減措置を実施）。4点は、最低保障年金創設の財源は、約10兆4300億円が必要。

【二階部分（拠出制年金）】について、次の6点に集約されます。1点は、二階部分に国民年金及びに被用者年金（厚生年金及び共済年金）を上乗せする。運営にあたっては、民主的な運営委員会を設置する。2点は、被用者年金は、雇用の形態・期間を問わず、全ての使用者を対象とする。3点は、保険料率は、13.5%を上限としないようにする。4点は、8%を上回らないようにする。5点、労働者の労働負担割合は事業主7、労働者3（中小零細企業については、事業主5、労働者3、国2）とする。6点、支給開始年齢は60歳からとする。6点、国民年金は、被用者年金の被保険者を除く国内に在住する20歳以上の歳未満の人を対象とし、保険料は所得に応じた保険料制に改める、などとしています。

次に医療制度についてみていきます。次のように基本的な見解になっています。「憲法25条に沿って、健康に対する国の責任を明確にし、患者・国民本位の医療確立へ医療政策の転換を図ることが求められている。それは、国が政策課題としての『健康』と『医療』への位置づけを強め、国民の総意によって必要な財源を確保するとともに、『いつでも、どこでも、だれもが』良い医療を安心して受けられる国づくりをめざすことでもある」。

今後の日程

2月15日(金) 18:30

第40回定例研究会

生活保護と年金 現場からの報告

会場：静岡労政会館5F

3月21日(金) 18:30

第40回定例研究会

会場：静岡県評会議室

4月5日(土) 13:00

学習講演会「アメリカ合衆国の格差と

講師：仲野組子氏

会場：同志社大非常勤講師

会場：県産業経済会館3F

第1会議室

「医療制度改革」に対する全労連の要求
高齢者の自己負担や保険料による高齢者医療制度の創設でなく、国が主体となり、国民健康保険等に対する国庫負担の増額による医療保険制度の充実を図ること。

経済指数にあわせた医療費の伸び率
管理性や国の予算削減などではなく、国

